

唐総防第1004号

平成26年2月17日

原発なくそう！九州玄海訴訟

原告団 長谷川 照 様

唐津市長 坂井 俊 之



原子力災害対策に関する質問状に対する回答について

このことについて、平成26年1月30日付けで提出のあった質問状について、別紙のとおり回答します。

原子力災害対策に関する質問状に対する回答

1 平成25年3月策定の「唐津市原子力災害対応避難（行動）計画」について

- (1) 避難等の防護措置が必要な区域及び措置の内容は、国、県又は市が連携、調整したうえで設定することですが（同計画第2の1（4）・2項）、①国、県、市のそれぞれの部署が、いつ、どのように連携をとって調整するのでしょうか。また、決定権限（責任の所在）は誰にあるのでしょうか。具体的に教えてください。

原子力災害対策特別措置法や国の防災基本計画等に基づき、県や市の地域防災計画において、屋内退避や避難指示は、国や県の指示に基づき又は市長の判断により市長が住民へ避難等の指示を発令することとなります。

市長がその指示を発令するにあたっては、その前提として、オフサイトセンターにおいて国、自治体、その他関係機関等による原子力災害合同対策協議会が設置され、国の原子力災害対策本部等において避難等の防護措置の対応方針等が決定されることとなっております。

- (2) 避難は自家用車輦が原則とのことですが、唐津市民の自家用車輦の保有台数を教えてください。

別紙のとおり

- (3) 自家用車輦による避難が困難な住民がどの地区に何人いるのか、把握しておられますか。把握しておられるならば、①その情報をデータ化してあると思いますので、開示ください。②把握しておられないとすれば、今後調査を行う予定はあるのか、また、③その調査が終了する予定時期を教えてください。

自家用車輦による避難が困難な住民がどの地区に何人いるかは、原子力災害時の住民の方々が置かれたその時の状況により異なると考えられ、避難が困難な住民の人数についてもその時の状況により異なるため、流動的と思われ調査の予定はありません。

- (4) 自家用車輦による避難が困難な住民は、市等の保有する車輦での避難も予定されているようですが（同計画第2の3（1）イ・4項）、①「市等」の「等」とは具体的にどこですか。また、②何人乗りの車輦を何台用意できるのですか。③運転手の手配や連絡体制も含めて、今、即座に用意できる体制にありますか。

①「市等」の「等」とは、考え方として、市の車輦以外（例えば、国・県の保有する車輦）

②市等の保有する車輦は、乗用車242台（マイクロバス6台含む。）です。

③連絡体制については、原子力防災訓練において連絡体制の確認が行われているところです。

- (5) 避難の誘導は避難受入市町の協力を得て行うとのことですが（同計画第2の3（1）エ・4項）。受入先は、佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、小城市、鳥栖市、基山町、多久市、白石町、大町町、江北町と多数に及びますが、①この全ての市町と避難にかかる協議を行いましたか。②行っているとして、議事録は作成していますか。③行っていないとすれば、具体的に協議の日程は決まっていますか。

避難受入市町の協力については、「佐賀県・市町災害時相互応援協定」に基づき協力をお願いすることとしております。また、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、

原子力防災訓練において、住民避難訓練を実施しているところです。

(6) 離島からの避難が必要な最大人数を教えてください。

離島七島（高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島、向島）の全島民は、1,804人です。（平成26年1月1日現在）

(7) 離島からの避難は、当日の風向等を考慮して行うとのことですが（同計画第2の3（2）ア・4項）、①風向き調査方法を教えてください。また、②誰が避難経路を決めるのですか。

前述の通り、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会において、協議されます。

(8) 唐津市は、離島の避難に関し、「原子力災害対策施設整備補助」により、1億円かけて離島に一次避難所を建設するそうですが、①具体的な建設場所、収容人数、構造・設備を教えてください。②また、完成時期は、いつですか。

実施施設は、7島（向島、馬渡島、加唐島、松島、小川島、神集島、高島）に各1箇所の計7箇所（公民館2箇所、小中学校5箇所）が対象で、収容人数は、合計で919人を想定しております。また、実施内容（工事）は、加圧換気設備設置、非常用発電機設置、建具・換気口等改修などです。

完成予定時期は、平成26年9月頃と考えております。

(9) 災害時要援護者の避難について、唐津市では「災害時要援護者個人避難支援プラン」を策定されているとのことですが（同計画第2の3（3）ア・4項）、この支援プランは全要援護者をカバーしたものとなっていますか。

在宅の高齢者や障害者などで、災害時の情報を入手したり、判断することが難しい方や、自力で避難することが難しい方を『災害時要援護者』としており、民生委員・児童委員等の協力の下、要援護者個人へ災害時要援護者避難支援計画個別台帳への登録同意をお願いしております。

今後とも、本計画の趣旨を要援護者の皆様にご理解いただきながら登録を推進してまいります。

(10) 病院・福祉施設等の避難は、各施設が策定する避難計画に基づくこととなっていますが（同計画第2の3（3）イ・5項）、他の一般避難者との避難の整合性も必要ではないかと思えます。そうすると、唐津市でも病院・福祉施設等の避難計画を把握しておく必要があると思えます。①唐津市にある病院・福祉施設等で避難計画が策定されているのか、唐津市は把握していますか。②平成25年末時点において、避難計画策定の進捗状況は何パーセント程度ですか。③（病院・福祉施設等で避難計画策定が進んでいないとすれば）その原因はどこにあるのか把握されていますか。④（③を把握していない場合）なぜ把握していないのですか。⑤（③を把握している場合）原因は何ですか。あわせて、国や県、九州電力に求めたいことがあれば教えてください。

病院・福祉施設等における入院・入所者の避難は、受け入れ先や搬送手段を含めた避難体制について定めた自己の避難計画に基づき行うこととしており、市では詳細な計画内容などの把握は行っていないところです。

なお、個別の病院・福祉施設等のみの調整では、避難手段や避難先の確保が困難な場

合もあり、その場合、国・県・関係団体等との連携が不可欠なため、円滑な避難が行われるよう、現在、県において、関係者と避難のあり方を検討されているところです。

(11) 病院・福祉施設等からの避難者の搬送先として県外医療機関もあり得るようですが（同計画第2の3（3）イ・5項）、具体的にどこですか。

病院・福祉施設等の避難先については、県内だけでの避難先を確保することが難しい場合も想定し、県外への広域避難について、国（内閣府）が設置した玄海地域ワーキングチームにおいて、国の関係省庁や福岡、長崎、佐賀の3県などが参加して検討がなされているところです。

(12) 安定ヨウ素剤の服用実施について、①安定ヨウ素剤の現在の備蓄量を教えてください。②どこに備蓄してありますか。③仮に放射性物質が放出される事故が発生した場合、救護所等で安定ヨウ素剤の服用が実施されるようですが（同計画第3の3（3）・6項）安定ヨウ素剤は、誰が、どうやって、運び出すのですか。④安定ヨウ素剤は副作用もあることから、特に子どもたちについて薬物アレルギーの事前調査が必要と思われます。事前調査を行う予定を教えてください。⑤（④で調査予定がない場合）どうして事前調査を行わないのですか。

安定ヨウ素剤については、原子力災害対策指針に基づき、PAZ 域内住民に対しては、各戸事前配布することとし、PAZ 域外住民については、避難や屋内待避の際に服用の指示に基づき服用することとされており、本庁、各支所、各離島の診療所等に事前配備しています。

安定ヨウ素剤の備蓄量については、丸薬 376,000 丸、粉末 8,000 グラムです。

服用については、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、国、県の指示に基づいて住民等に対して服用の指示することになります。

(13) 安定ヨウ素剤の服用については、全住民に使用方法の事前説明を周知徹底した上で事前配布することが重要ですが、唐津市で具体的に説明会の日程を決めていますか。

まだ日程は決めていませんが、事前配布にあたっては県と連携を図り説明会を開催することとしています。

(14) 国、佐賀県、長崎県、福岡県等で県域を越えた避難を協議中とのことですが、（同計画第3の8（2）・8項）、①これまでの議論の実施状況（時期、回数、時間）を教えてください。②議事録は作成されていますか。作成されていれば開示ください。③風向きやSPEEDY I の状況から判断して放射性物質高濃度汚染地域を避ける方向への避難が可能になるように検討されるべきと思いますが、そのような議論はされていますか。

①・②具体的な協議の実施状況については、市は協議の場に参加しておらず、お答えしかねます。

③オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会において、種々のデータや状況を踏まえて総合的に判断されるものと認識しております。

2 市民への情報提供について

(1) 唐津市はPAZに一部が、UPZにほぼ全域が該当します。そのため、市民全てが避難の意識を高めることが重要です。

①唐津市として、市民の原子力災害対策への認知度はどの程度だと認識されていますか。

②認知は十分にされていると考えれば、何かそれを裏付ける根拠データをお示ください。また、③認知が十分でないとお考えであれば、周知徹底のためにどのような方法を予定されていますか。

市民への周知徹底は、どこまでやっても十分ということはありません、今後も継続的に続けるべきものと考えています。市のホームページ・市報等による広報や原子力防災訓練等、様々な機会をとらえ取り組んでいきたいと考えております。

(2) 原発事故が起きた際、唐津市は、どのような情報を唐津市民に対して提供される予定ですか（市民の中には、原発事故の状況やSPEEDIの情報、地上及び上空の風向きや気圧配置、雨や雪などの情報を提供して欲しいと希望する方もいますが、それら情報は提供されますか。）。

前述のオフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会では、種々のデータや情報を共有して、国の原子力災害対策本部等で総合的に避難等の方法が判断されます。市としましては、これに基づいて整然と避難をしていただくことにより円滑で迅速な避難につながると考えています。

(3) 避難方法を定めるにあたっては、物理学や気象学の専門家を交え、住民とともに学習研究を深めるべきだと思いますが、そのことについてお考えをお聞かせください。

市としましては、物理学や気象学のような一面的な学習ではなく、総合的な学習をして頂くのが適切かと考えます。

(4) 唐津市はPAZ及びUPZ内でも近距離に多くの市民が暮らしています。また、核廃棄物を含む核物質の存在は緊急時はもとより平常時でも他の自治体に比べ格段の高いリスクを抱えています。市当局がそれらに照らし合わせ、福島原発事故を含む原子力災害、放射能、健康問題等原子力関係についてのリスクコミュニケーションを実施することは住民の安全を守るために重要です。①唐津市では、原子力に対してのリスクコミュニケーションはどのように実施されていますか。実施状況を明らかにしてください。②実施されていないければ今後どのように行うか、お答えください。

原子力規制委員会が新規基準を策定されたことにより、一定の安全レベルの判断がされるものと受け止めています。

リスクについては、国家的レベルで議論されるべき問題と考えます。近々政府が決定するエネルギー基本計画は、そういう観点での議論を踏まえた結果として決定されるものと認識しています。

3 避難訓練について

(1) 平成25年11月30日、佐賀県原子力防災訓練が実施されました。

- ①唐津市における参加者の人数を教えてください（防災無線を聞いた、メールを受け取っただけの人数は除き、市の指示に従って避難移動したり、車輛を動かしたりした人など、市の方で行動を確実に把握している人数を教えてください。）
- ②唐津市の職員は何人参加しましたか。③参加者の部署別または班ごとの人数を教えてください。
- ④一般参加者の年齢比、性別、生活状況（要援護者か健常者か）などを教えてください。

①訓練参加人数 住民避難訓練 292人、屋内退避訓練 24,984人

②職員参加人数 141人（情報伝達班 26人、モニタリング班 7人、被災者支援班 26人、避難所運営班 41人、機能移転班 17人、広報班 14人、模擬要援護者 10人、）

③年齢比等については、把握しておりません。

(2) 平成25年度総合防災訓練大綱によれば、防災訓練の目的は実効性に関する検証とあります。

- ①唐津市は、平成25年11月30日の防災訓練によって地域防災計画（原子力災害対策）の十分な検証が行われたとお考えですか。
- ②（仮に不十分だとして）検証を行った結果、どのような問題点が明らかになりましたか。
- ③実際に避難をする事態になった最悪の場合、唐津市は、どの程度の車の渋滞を想定していますか。

玄海原子力発電所の緊急時における住民避難を円滑に実施するため、関係機関が連携し、避難誘導、避難所設置・運営、住民広報等の訓練を国、県等との合同により多くの関係機関の参加のもと、毎年原子力防災訓練を実施しております。

訓練については、できるだけ多く住民の方や介護施設等の方に参加していただき情報伝達や避難訓練をしっかりと実施していくことが必要と考えており、原子力災害時における住民避難についても、毎年の訓練を重ねていく中で実効性のあるものに高めて行く必要があると認識しているところです。

(3) 佐賀県が避難時間推計シミュレーションを実施していると思われませんが、①その結果は唐津市の方に提供されていますか。②（提供されているならば）結果を教えてください。③（提供されていなければ）唐津市がその情報の提供を佐賀県に求めない理由を教えてください。

避難時間推計シミュレーションの結果等については、情報が提供できる段階になれば、県より関係市町へ情報提供していただけることになっております。

(4) 実際に原子力災害が発生した場合、これまでに行われた避難訓練で十分な避難ができるとお考えになりますか。できるとお考えの場合、どうしてそのようなお考えですか。

これまでに行われた避難訓練の成果を踏まえ、今後の訓練等の参考にしたいと考えています。

4 原発再稼働について

(1) 伊万里市の塚部市長は、九州電力に対し、玄海町同様の内容の原子力安全協定を締結するよう要求しています。PAZの人口は玄海町約3700人、唐津市約4700人であり、いったん事故が起きた場合には唐津市も玄海町同様の対応が要求されます。通常の安全確認及び原子力災害への対応のためにも、伊万里市同様、玄海町なみの安全協定締結を九州電力に要求する必要があるとはお考えになりませんか。

要求する必要がないとお考えの場合、その理由をお聞かせください。

九州電力との安全協定につきましては、

昭和47年11月に佐賀県、玄海町、九州電力との間で「原子力発電所の安全確保に関する協定書」が締結されております。

当然のことながらこの協定書において佐賀県は、県内市町村を代表して締結されたものですが、協定書の運用にあたって唐津市の意向を十分に配慮するよう、平成18年3月に唐津市と佐賀県との間で「原子力発電所の安全確保に関する協定書に係る佐賀県と唐津市の確認書」を取り交わしております。

さらに、平成24年10月に本市と九州電力との二者間で新たに「唐津市域の安全確保に関する協定書」を締結したところです。

今後の取組みとしては、この協定を住民の安全・安心確保を第一としての的確な運用を図っていきたいと考えております。

(2) 新規制基準は、過酷事故時の放射性物質拡散について、セシウム137を100兆ベクレルに抑えることを目標としており、被ばくが前提となっております。

被ばくを避けるためには、再稼働せず、使用済み燃料や核廃棄物のより安全な管理の研究を進めるべきだと考えます。そのことについてのお考えをお聞かせください。

新規制基準は、5層の深層防護の前段否定の立場を取っているもので、過酷事故緩和が出来ず放射能が放出されることを前提として防護措置を準備しておくというものであり、必ずしも被ばくが前提というのは当たらないと認識しております。

また、“使用済み燃料や核廃棄物のより安全な管理の研究を進めるべき”という点については、その通りと考えますし、新聞報道等によりますと、現在国においてその方向での検討がされているものと認識しています。

(3) 原子力災害が発生し、住民の避難が必要になる事態があり得ることは国も否定してはいません。実効的な原子力災害対策策定、避難訓練が行われないままに原発再稼働することについてどのようにお考えになりますか。

原子力災害対策、避難訓練等は、これで十分ということはありません。今後とも継続して定着、改善を図っていくべきものと考えています。原子力発電所の安全性確保についても、同様に安全に終わりではなく、今後とも安全性向上の努力が行われるべき永続的課題と考えています。

原子力発電所の再稼働については、安全性が確認されることが大前提であり、その安全性については、国がしっかりと審査、判断をし、そのことを国民にきちんと説明し、理解をしていただくことが必要と考えております。玄海原子力発電所については、現在、原子力規制委員会が、事業者からの新規制基準の適合性申請を受け、新規制基準に基づき審査を進めており、再稼働については、政府が最終判断されるものと理解しております。現時点では、市としてはこれらの動きを注視していくこととなりますが、審査内容とその結果等については、市民に対しても分かりやすく丁寧な説明をされるよう、国、県、事業者に対して求めていきたいと考えております。

5 原子力防災訓練の検証及び評価

訓練は防災関係機関が実際に対策を実施して、反省点や防災対策の見直すべき点を改善し、実効性ある対策にしていくことを目的に実施しており、そのためには、関係機関での意見交換を実施することが重要と考えております。

毎年訓練終了後に、訓練参加関係者が一堂に会し、訓練の内容をさらに充実させるための意見交換会が開催されております。

その中で出された主な課題や反省点などについては次のとおりです。

(緊急時通報連絡・情報伝達訓練)

- ・情報の確認漏れ、連絡漏れ等を起こすおそれがあるため、受信後の対応状況をカテゴリ別、時系列にホワイトボードに貼り出すなど、災害時の情報を時系列に確認できるような対応が必要。
- ・一度に多くの情報がFAXで送信されてきたため、内容の整理に時間を要した。重要事項等を簡潔に分かりやすく情報提供してほしい。

(住民避難訓練)

- ・自家用車輦が原則であるから、自家用車避難の規模を拡大して実施する必要がある。
- ・避難バスのフロントガラス部分に避難訓練の車輦である旨の表示があったため、避難者が乗っている車輦であることが容易に判断でき、避難所への誘導に役立った。実際の災害時にも車輦前面に避難車輦であることがわかるようなプレートや張り紙等の掲示が必要。日中であれば前照灯を点灯させて走行する等の措置が必要
- ・離島から県外に漁船で避難する場合、一度も行ったことのない港に避難することもあるため、避難途中で行き先が分からなくなる漁船がでてくる可能性がある。今回の訓練においても、1隻の漁船が避難港到着目前に別の方向に航行していたため、予め避難経路及び避難港を周知しておく必要がある。
- ・避難所には、住民以外にも多数の方が参加されるため、参加者の役割が分かるような工夫（ビブス・腕章）が必要
- ・岐志港に上陸してバスに乗り込む際と、福岡女子高校に到着してバスから降車する際に、マスコミが非常に多かったため、避難誘導に苦慮した。また、避難者もからなり困惑されていた。
- ・松島からの避難において、福岡側の漁港に着いた後、住民の皆さんが報道陣に囲まれて、休憩もままならない状況であった。取材は必要だと思うが、主催者側も配慮が必要であったのではないかと。

(災害時要援護者避難所・運営訓練)

- ・受付が混乱し、要援護者がチェックされず、そのまま待機場所に誘導されてしまい、どこに誰がいるのか、どんな障害・疾病があるのか把握できていなかった。受付で、障害者手帳等を確認すると、どういう障害・疾病があるのかが直ぐに把握でき、適切な振り分けがしやすいと考える。
- ・実際の妊産婦や乳幼児の参加がなかったためか、その方々を受け入れる視点が欠けていたと思われる。妊産婦や乳幼児の居住スペースとして段ボールベットが配置されていたが、間仕切りが低く、授乳の目隠しにはならない状況であり、乳幼児などは転落の危険がある。また、やけど等の事故につながる危険があるため、給湯設備のレイアウトやストーブ周囲の柵設置などの対策が必要

(福祉施設の入所者の避難訓練)

- ・避難を実施する入所者に対して十分な介護職員を配置した避難であったが、実際の災害時には介護職員を十分に配置できないことが考えられるため、そういったケースへの対応を考えておく必要がある。
- ・特別養護老人ホーム入所者の中には、寝たきりの者も多いため、ストレッチャー対応型車輦を使用した避難訓練についても実施した方がよい。

- ・訓練では、避難車両が既に待機していたが、実際の災害時に多くの入所者を短時間で避難させることが可能か不安に感じた。

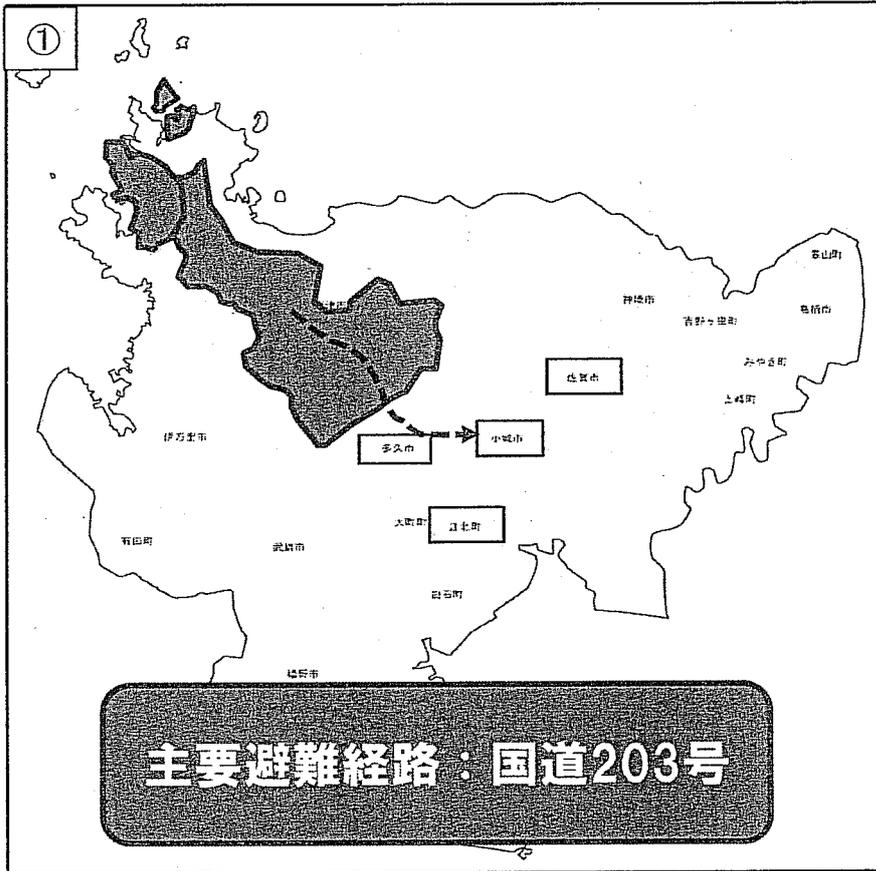
(緊急被ばく医療訓練)

- ・養生の外し方など汚染拡大防止措置を解除する場合の訓練を行ってもよいのではないか。
- ・サーベイメーターは、本体部分も養生したほうがよいのではないか。

(住民からの意見)

- ・松島での初めての避難訓練であったので、避難がどのような感じかを少し理解できたことがよかった。
- ・実際の事故ならば、向島から平戸へは逃げない。訓練当日の波ぐらいなら良いが、平戸瀬戸は潮流もあり難しい。また、大型船の通行も多く、夜間は特に危険である。やはり、最寄港である肥前町星賀へ船を置き、自家用車で避難する。
- ・自家用車避難が原則であるので、渋滞が心配

原子力災害における主要な避難ルートごとの車両数及び人員数



○対象地域の人口 約51,500人

○推計保有台数

約51,500 × 0.56 = 約28,840台

※車両台数については、県民1人当たりの保有台数の統計データを基に算出。

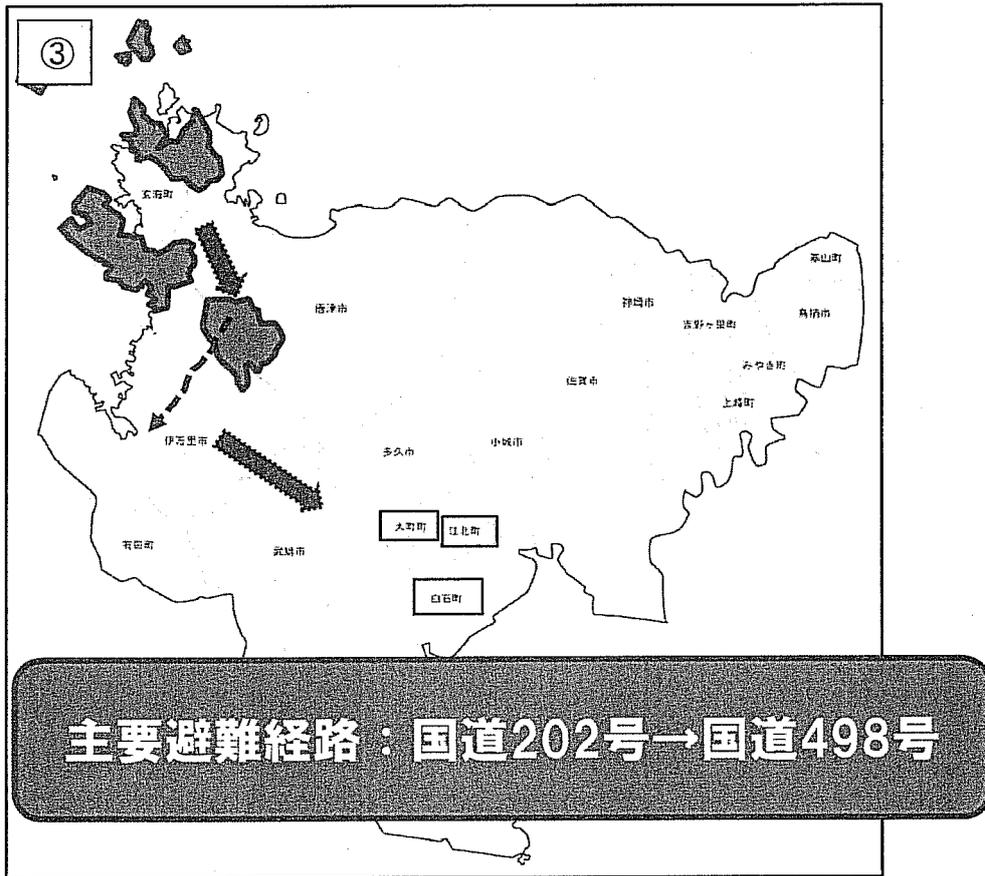
このため、実際に避難の際に使用される車両台数とは異なる。

推計保有台数の算定方法

県民1人当たりの車両保有数 × 対象地域の人口

佐賀県民1人当たりの車両保有数	0.56 台/人
・ 佐賀県内の乗用車の保有台数	474,734 台 (H24.6末現在)
・ 佐賀県の人口	843,916 人 (H24.7.1現在)

原子力災害における主要な避難ルートごとの車両数及び人員数



○対象地域の人口 約19,500人

○推計保有台数

約19,500 × 0.56 = 約10,920台

※車両台数については、県民1人当たりの保有台数の統計データを基に算出。

このため、実際に避難の際に使用される車両台数とは異なる。

推計保有台数の算定方法

県民1人当たりの車両保有数 × 対象地域の人口

佐賀県民1人当たりの車両保有数

・ 佐賀県内の乗用車の保有台数

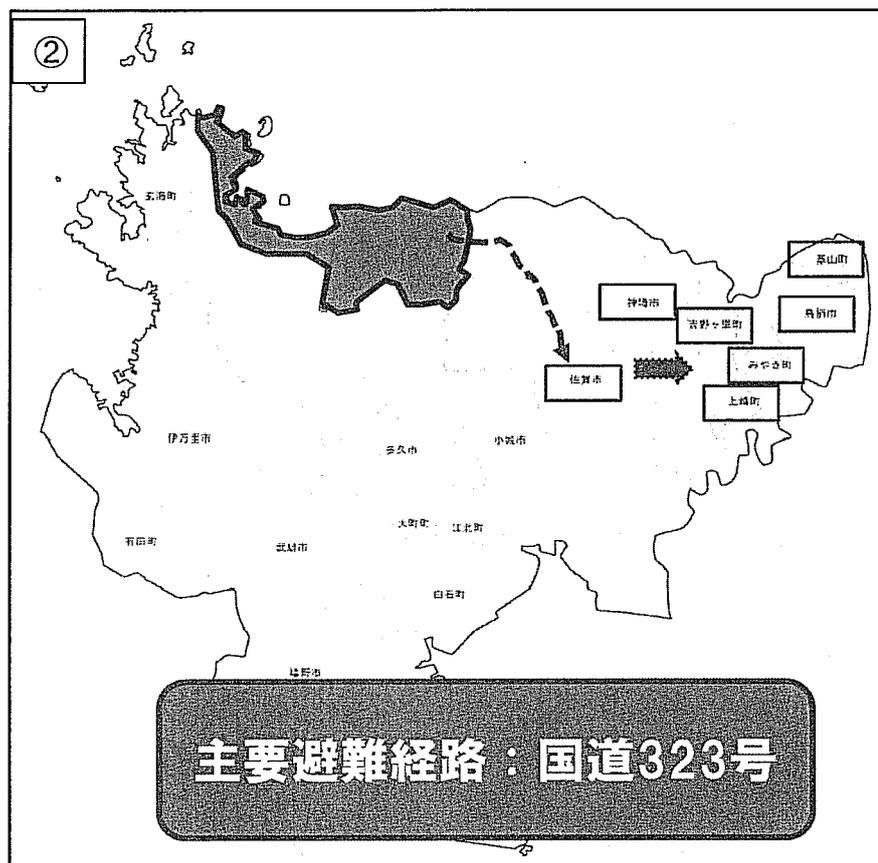
・ 佐賀県の人口

0.56 台/人

474,734 台 (H24.6末現在)

843,916 人 (H24.7.1現在)

原子力災害における主要な避難ルートごとの車両数及び人員数



○対象地域の人口 約64,500人

○推計保有台数

約64,500 × 0.56 = 約36,120台

※車両台数については、県民1人当たりの保有台数の統計データを基に算出。

このため、実際に避難の際に使用される車両台数とは異なる。

推計保有台数の算定方法

県民1人当たりの車両保有数 × 対象地域の人口

佐賀県民1人当たりの車両保有数

0.56 台/人

・ 佐賀県内の乗用車の保有台数

474,734 台 (H24.6末現在)

・ 佐賀県の人口

843,916 人 (H24.7.1現在)